週休２日工事

(土木工事等・港湾工事)の

積算について

令和８年 11 月

大阪港湾局

1.適用

発注者指定方式・受注者希望方式による週休２日工事の積算について、補正方法は次のとおり取扱うものとする。

なお、本資料は大阪港湾局(大阪港)における港湾工事に適用する。土木工事等については、補正係数を乗じる費用の計上は行わないものとする。

土木工事等、港湾工事とは「大阪市週休 2 日工事実施要領」による。

2.補正対象

港湾工事の共通仮設費（率計上分）及び現場管理費を補正対象とする。

3.補正方法

前項の補正対象に対して、休日確保評価型により「大阪市週休 2 日工事実施要領」に掲載の「補正係数」を乗じることとする。なお、発注方式の詳細は「大阪市週休 2 日工事実施要領」による。

また、現場閉所の達成状況の確認により、月単位の週休２日が達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

4.補正算出

（１)共通仮設費率

施工地域補正等の補正後の率（小数点第 3 位四捨五入 2 位止め）に週休 2 日工事の補正係数を乗じた共通仮設費率（小数点第 3 位四捨五入 2 位止め）を算出する。

（２)現場管理費率

施工地域補正等の補正後の率（小数点第 3 位四捨五入 2 位止め）に週休 2 日工事の補正係数を乗じた現場管理費率（小数点第 3 位四捨五入 2 位止め）を算出する。

（３)積算基準が異なる複数工種区分を有する工事

積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の補正係数を適用する。なお、主たる工種が港湾工事の場合のみ、週休２日補正の対象とする。